



福島医発第 2725 号（地）

令和 3 年 12 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について

今般、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

さて、マイナンバーカードの取得と利活用の促進につきましては、令和 2 年 3 月 24 日付福島医発第 3358 号（地）、令和 3 年 3 月 18 日付福島医発第 3275 号（地）及び令和 3 年 6 月 17 日付福島医発第 868 号（地）にてご連絡しております。

本件は、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットが更に拡大することとなったことから、改めてマイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込を促進するとともに、その参考となる好事例資料の情報提供について周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につき、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和 3 年 12 月 20 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会担当理事

長 島 公 之

(公 印 省 略)

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの取得と利活用の促進につきましては、令和 2 年 3 月 18 日付日医
発第 1218 号（情シ 73・介 195）、令和 3 年 3 月 9 日付（情シ 58）、令和 3 年 6 月 3 日
付（情シ 14）において、内閣府が提供する広報素材をご活用いただき、貴会のホームペ
ージや機関誌への掲載等を通じた貴会会員への周知の協力依頼をさせていただいたところ
です。

この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさら
に拡大することとなり、厚生労働省医政局総務課から、標記の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、貴会のホ
ームページや機関誌への掲載等を通じた会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお
願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 令和 3 年 12 月 14 日付日本医師会宛厚生労働省医政局総務課通知
「マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取組
の好事例の情報提供について（依頼）」
- ・ （別紙 1）令和 3 年 11 月 12 日付デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム、総務
省自治行政局住民制度課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課通知
「マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取
組の好事例の情報提供について（依頼）」
- ・ （別紙 2）＜業所管団体等会員＞会員各位 所管会員への呼びかけに係る通知のひな形

- ・（その他関連資料）
 - ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4版（令和3年10月改訂）
 - ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
 - ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」
 - ・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」
 - ・マイナンバーカードの取得促進に向けた取組事例集

以上

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

貴団体におかれましては、平素から医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進については、貴団体を通じて会員事業者への要請を御協力いただいているところですが、この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなり、デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム・総務省自治行政局住民制度課・厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、「マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）」（別紙1）の依頼がありました。

つきましては、次のメリットを会員事業者にご周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申込の促進に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

① 健康保険証として使えます。

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※1} で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



② 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



③ **新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります。**（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2. 会員事業者への要請・周知について

貴団体におかれましては、以下の要領で、会員事業者に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシや業界団体等の取組事例等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、カード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

（１）要請文の発出

会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（別紙２）を御活用下さい。なお、貴団体の実態を踏まえ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いです。

（２）関連資料の送付

（１）の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者に御提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進に御活用下さい。

- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A４版（令和３年１０月改訂）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A３版及びA４版（令和３年１０月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」
- ・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」もお送りしますので、貴団体におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としていただけますと幸いです。

令和3年11月12日

各業所管官庁 宛

デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム
総務省自治行政局住民制度課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきたところですが、この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを関係業界団体等に御周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申込の促進に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

① 健康保険証として使えます。

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※1} で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



② 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



③ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります。（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2. 所管業界団体等への要請・周知について

各府省庁におかれましては、以下の要領で、所管業界団体等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシや業界団体等の取組事例等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

(1) 要請文の発出

- ① 所管業界団体等及びその会員への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）及び独立行政法人への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形3）を御活用下さい。なお、各府省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁の判断で適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- ② 通知の発出先については、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁において選定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各府省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。
- ③ 業種別マイナンバーカードの取得状況等ネット調査の下位1/3の業種については、通知のひな形（ひな形2）を御活用いただき、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、出張申請受付等の積極的受入れを促していただくようお願いいたします。
- ④ 通知の発出は、可能な限り速やかに実施して下さい。なお、各府省庁及び業界団体等における取組状況（第3回ネット調査の下位1/3の業種については出張申請受付の実績を含む）は、令和4年2月中に、「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（第5回）」の会議資料6の様式により報告していただくことを予定しています。（フォローアップの詳細については、後日連絡させていただきます。）

(2) 関連資料の送付

（1）の要請文の発出と併せて、次の関連資料を所管業界団体等に提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進に御活用下さい。

- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・事例集「業界団体・個社等における取組事例集」
- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4版（令和3年10月改訂）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」
- ・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」

3. 参考資料

各府省庁より所管業界団体等へ要請・周知いただく際の参考資料を添付しております。

・「各府省庁・業界団体等における取組事例集」

「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（第５回）」における御報告をもとに、各府省庁及び業界団体等における好事例を取りまとめたものです。

・「マイナンバーカードの取得理由等に関する分析（第３回ネット調査結果より）」

第３回ネット調査結果をもとに、マイナンバーカードの取得理由や健康保険証利用の申込理由等について分析したものです。

デジタル庁戦略・組織グループ

広報戦略チーム

櫻田・篠宮

電話 03-6866-0594・0596（直通）

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度支援室

小泉・松本・佐藤

電話 03-5253-5366（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

保険データ企画室

加藤・白崎

電話：03-3595-2174（直通）

(案)

令和3年 月 日

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

貴社におかれましては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進について御協力いただいているところですが、この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットに従業員等に御周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申込の促進に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

① 健康保険証として使えます。

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用(オンライン資格確認)は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※1} で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



② 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



③ 新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得できるようになります。(年内開始予定)

新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)について、スマートフォン上で専用アプ

リから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2. 貴社の従業員等への要請・周知について

貴社におかれましては、以下の要領で、従業員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシや業界団体等の取組事例等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、カード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

(1) 関連資料の送付

次の関連資料を従業員等に御提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進に御活用下さい。

- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4版（令和3年10月改訂）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」
- ・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」もお送りしますので、貴社におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としていただけますと幸いです。

こ～んなに便利！マイナンバーカード

※お住まいの地域・ご利用の機関によってサービス内容は異なりますので、事前のご確認をお願いします。

NEW!

健康保険証
として使える！

NEW!

薬剤情報や
特定健診情報等が
マイナポータルで
確認できる！

NEW!

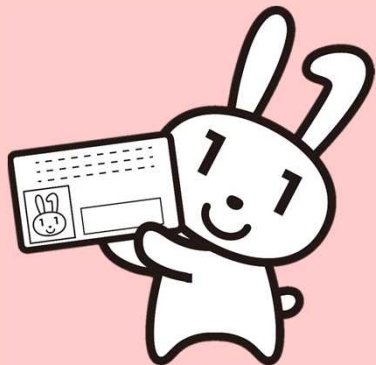
新型コロナウイルス
接種証明書の
電子交付にも利用！
(年内開始予定)

確定申告でも
医療費通知情報を
カンタン連携

住民票の写しなども
コンビニで
カンタン取得

行政手続きも
オンラインで

本人確認書類
として使える



詳しくは **マイナンバーカード** で検索！

デジタル庁作成 (R3.11)

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁



総務省



厚生労働省

令和3年10月改訂



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

- 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

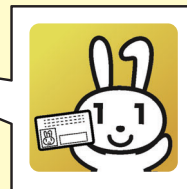
- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ



●セブン銀行ATMでも申込できる!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

ウラ面も見てね!



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



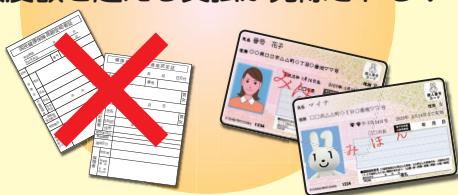
マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に
※特定健診情報は2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。
※薬剤情報は2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。

2021年11月から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に
※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。



ステッカー



ポスター



厚生労働省
ホームページ

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分



よくある質問にお答えします

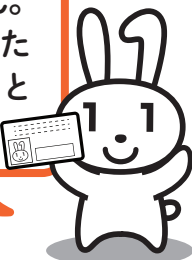


マイナンバーを見られるのが不安です



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



厚生労働省のホームページでも
利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



ポスター



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

受付時間(年末年始を除く)

0120-95-0178

平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**



マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

マイナンバーカード等

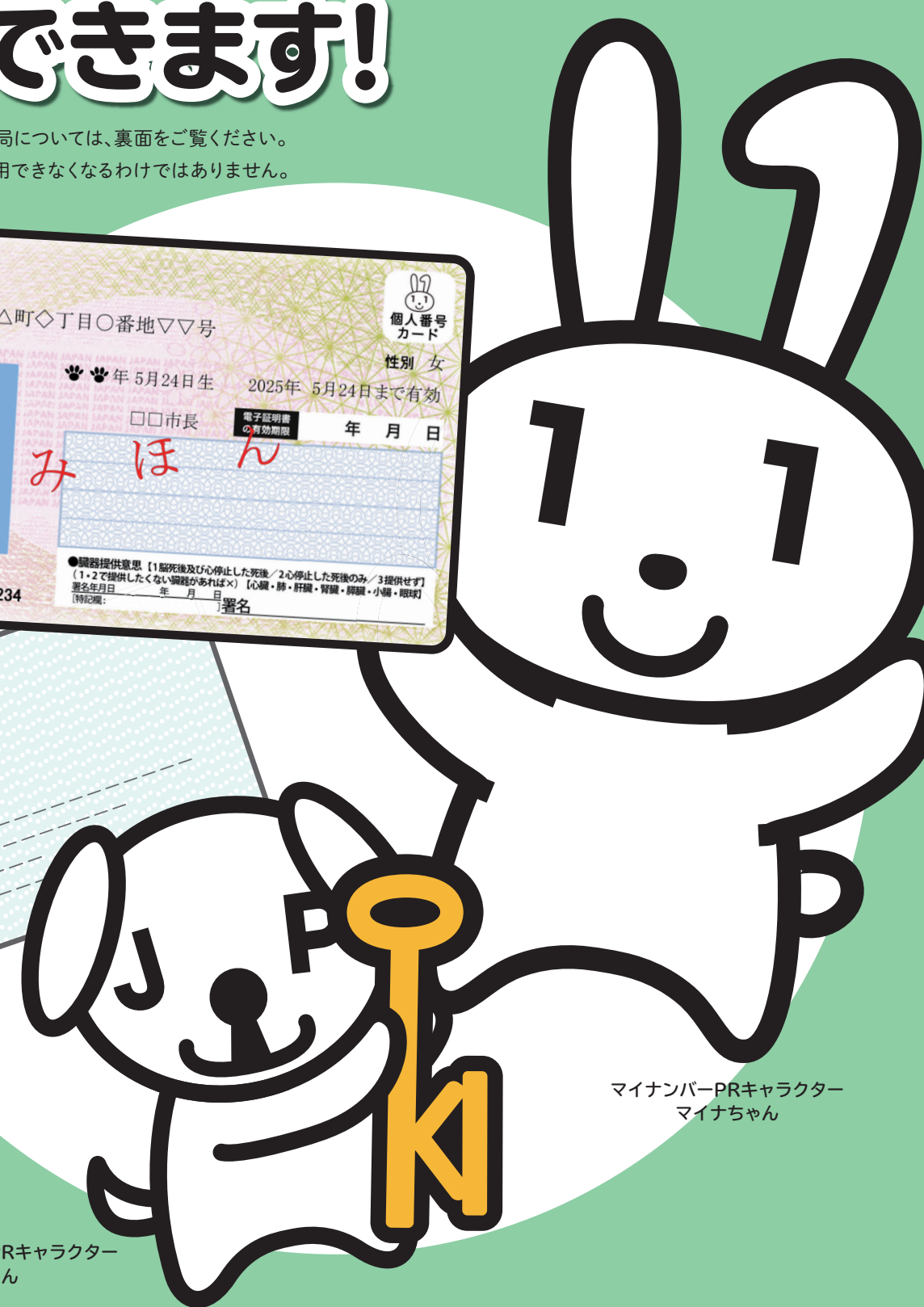
Inquiries about My Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



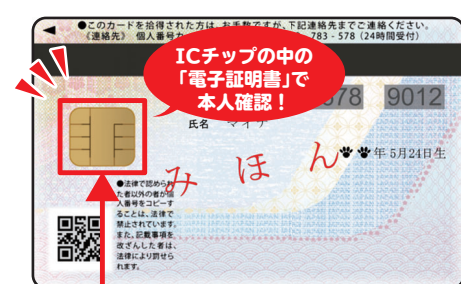
ここをクリック！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。



(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。

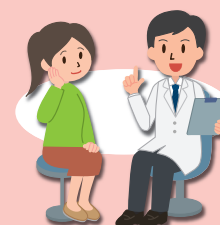


どないいいことが? 7つのメリット

POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※薬剤情報は、2021年9月に診療したものと3年分の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。



POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。





よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



マイナンバーカードの申請方法

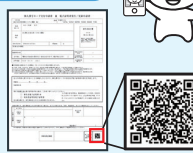
交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！



スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

- ① スマホで顔写真を撮影。
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



証明用写真機

- ① タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードを**バーコードリーダーにかざす**。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。



郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、

マイナンバーカード郵便

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー 受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
24時間365日
受付！

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら↓



マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



ここをクリック！

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報
は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

どないいいことが? 7つのメリット

POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。





マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルAPアプリ (申込に必要な専用アプリ) に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!

ATMでの申込みに必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
パスワード
(4桁)

※ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて
くわしくはこちら



健康保険証利用の
申込みのお問合せ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平 日: 9時30分～20時00分
土 日 祝: 9時30分～17時30分

デジタル庁
Digital Agency

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

セブン銀行

2021年9月1日現在

マイナンバーカードで、 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版） が取得できるようになります

- ✓ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）は、**スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能**となります。
※マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります。
- ✓ 接種証明書（電子版）の申請には、**マイナンバーカードが必要**です。
- ✓ マイナンバーカードは、申請から交付の準備ができるまで**概ね1か月**かかります。**お早めに申請・受け取りいただくよう**お願いします。
※お住まいの市区町村によって状況が異なりますので、市区町村のHPを併せてご確認ください。
- ※ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）は、**2021年12月頃から申請受付開始予定**です。具体的な時期は決定次第、改めてお伝えいたします。

接種証明書（電子版）の活用ポイント



Point 1 目視確認

- ・ 紙の証明書と同様の内容がスマホの画面で確認できる

Point 2 二次元コード読み取り

- ・ スマホ等で二次元コードを読み取ることで内容が確認可能
- ・ 二次元コードに含まれる電子署名により、偽造を防止

内閣官房 デジタル庁 総務省 厚生労働省

＜お問い合わせ先＞

接種証明書全般：厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターフリーダイヤル（0120-761770）

マイナンバーカード全般：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

マイナンバーカードの取得促進に向けた 取組事例集

業界団体・個社等における取組事例

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 自治体との連携 | … p 1 |
| 2. 広報誌・機関誌等による周知 | … p 2 |
| 3. 独自の取組 | … p 3 |

令和3年11月 デジタル庁



1. 自治体との連携

【主な取組】

- 出張申請サービスの活用、マイナンバーカード交付申請窓口等の設置

→ 【期待される効果】

自治体と連携し、出張申請サービス等の取得に直結する効果的な取組を実施することにより、取得率の向上が期待できる。

< 具体例：国税庁（金沢国税局 魚津税務署） >

1.概要

ショッピングセンターにおいて、e-Tax等関連イベントに合わせて、買い物客を対象としたマイナンバーカード申請窓口を開設した。

2.詳細

令和3年1月に、ショッピングセンターにおいて、買い物客を対象に、魚津税務署と魚津税務連絡協議会が開催するe-Tax及びマイナポータルの利用促進リーフレットの配布イベントに合わせて、魚津市役所と連携し、マイナンバーカードの申請窓口を臨時開設し、魚津市職員がマイナンバーカード取得申請に向けたサポートを実施した。

3.効果

本取組により、買い物客約40人がマイナンバーカードの申請を行った。申請者からは、買い物ついでに申請ができてよかったといった声が寄せられた。



3. 独自の取組

【主な取組】

- 従業員へのアンケート調査により、マイナンバーカードの取得状況をフォローアップ
- 従業員研修における周知や端末起動時のポップアップ表示等による各従業員への個別周知
- マイナンバーカードの社員証等としての活用・マイナンバーカード関連グッズの作成

→ 【期待される効果】

各従業員に対し個別に周知を行うことで、認知度の向上・理解促進が図られる。また、個社独自の取組として、マイナンバーカードの利用機会を増やすことにより、取得促進につながる。

< 具体例：金融庁所管業種 >

1. 概要

- ・ 業界団体において、マイナンバーカードの専用ケースを作成し、会員を通じて従業員や顧客等に配布（業界団体から会員に配布した専用ケースの数は、11万3,100枚）。
- ・ 入社時研修において、新入社員に、会社へのマイナンバー提供依頼と合わせて、マイナンバーカード取得について案内・周知を実施。

2. 効果

- ・ 専用ケースの配布や入社時研修の実施により、マイナンバーカードの認知度・取得意欲が高まった。

マイナンバーカード専用ケース



表面

裏面